

# 第1回埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年5月27日(木)  
14:00~15:45  
春日部市民文化会館

## 1. 協議会設立の手続き

- ・「埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」(案)の承認
  - 事務局による要綱(案)説明を受け、構成員満場一致により要綱を承認 -
- ・構成員の紹介
  - 構成員の紹介に代えて、委員出席者名簿の確認をしていただくこととした -
- ・会長選出
  - 自治体委員より鈴木支局長が推薦され、要綱に基づいた議決方法により承認 -
- ・協議会の運営に関して必要な事項の協議
  - 全委員より特段の意見なし -

以上により本協議会が設立。

- ・協議会の開始に当たり、協議会は公開とすること及び議事概要の公表について出席者の了承を得た。

## 2. 第1回埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会の開催

### (1) 開会宣言(事務局)

### (2) 会長挨拶

#### 【鈴木会長】

タクシー事業は平成14年2月より需給調整規制が撤廃され、参入は免許制から許可制になり運賃も上限認可制となりました。しかしながら、バブル崩壊後の規制緩和であり、新規参入、車両数の増加、運賃競争の激化により、タクシー事業者の収益基盤が悪化、運転者の労働条件の悪化、事故件数の増加、サービスの質の低下、さらには交通渋滞、環境問題の発生等諸問題が発生することとなりました。

こうしたことを背景に、平成20年2月より交通政策審議会において鋭意検討が行われ、昨年の通常国会において全会一致にて「特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化に関する特別措置法」が成立し、昨年10月1日より施行となり、埼玉県南東部交通圏はその特定地域として今年の4月1日に指定がされ、本日法定協議会が開催される運びとなりました。

タクシー新法の目的であるタクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう皆様のお力とお知恵をお借り致したく存じます。

### (3) 事務局長指名

要綱に基づき鈴木会長が埼玉県タクシー協会会長「森委員」を指名。

#### (4) 議事

本協議会の目的と役割について

- 資料2により事務局より説明 -

県南東部交通圏におけるタクシー業界の現況について

- 資料3により事務局より説明 -
- 資料4により「適正と考えられる車両数の算定について」を事務局より説明 -

本協議会の今後の検討の進め方について

- 資料5により事務局より説明 -

その他

- 特になし -

#### 自由討議

##### 【前田委員】

- ・資料3について、県南東部交通圏の状況が出てるものと出てないものがありますが、データの提供は可能なのでしょうか。

提供させていただいたデータ以外ございません。

##### 【平子委員】

- ・私どもタクシー事業者としては、規制緩和の撤廃後、新規参入や車両の増加等、こういった現況の中で、国土交通省からタクシーは公共交通機関として示して頂き、私共もこれから業界全体として事業の再構築を考えていきますので、皆様のお知恵をお借りしたい。

##### 【野口委員】

- ・構造改革の関係からタクシーの過剰な供給により、事業者にはいろいろな課題が生じて、それを本協議会を設立して解消していく趣旨と思うが、従来から地域の住民や高齢者等からの要望により電話等で送迎等をお願いしておりますが、特定地域ということで何か従来と違う地域住民等にプラスになる事業展開が可能なのか。

長期的な需要の低迷やタクシーの供給過剰の現況を解消するため、新たな需要に対するサービスの提供等についても業界として考え、そのようなご意見等いただき、取り入れていければと思います。

##### 【小林委員（田原代理）】

- ・介護の関係や町内循環バス等いろいろございますが、これからもタクシーは公共交通機関として重要なものと考えておりますので、今後とも自治体と協議をする機会を持っていただければと思う。

##### 【山本委員】

- ・今までの説明でタクシー事業者の方には防犯や災害活動等にご協力いただいていることを伺いましたが、このような社会的貢献のPRが弱いのではないかと。

##### 【市川委員】

- ・他の協議会にも出席させていただいておりますが、とにかく運転手の生活が非常に苦しい。出来るだけ早く生活の安定を願っている。
- ・本協議会の進行方法をディスカッション形式にすればいいと思う。

【門井委員（関根代理）】

- ・当部署は駅前のバリアフリーの整備、タクシー乗り場の整備等を行っている部署ですが、蓮田市についてであります。駅前では時間によっては車両が不足している時間帯がありますので、一律的な減車ではなく、地域実情も勘案して検討してほしい。

【赤坂委員（長野代理）】

- ・交通事故の実態として、タクシー関係の件数は増えてはいないのですが、平成22年は人身事故や物損事故件数が増えており、死亡事故は減っている。
- ・大宮駅東口のタクシープールの設置については、大宮市やタクシー協会等と何度も検討会を実施しましたが、県南東部交通圏の方々も皆様からいろいろなご意見等をいただき議論をしていただければと思います。

【事務局】

- ・次回第2回協議会でございますが、時期として6月下旬を予定したいと思いますが、改めてご連絡申し上げます。委員の皆様におかれましては、何卒ご調整頂きご出席のほどよろしくお願い致します。

(5) 閉会

【事務局】

委員の皆様には新法施行後、県南東部交通圏での初の協議会でしたが、大変示唆に富む貴重なご意見、活発な語義論を頂き、誠にありがとうございました。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 埼玉県県南東部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」  
制定の背景と協議会の目的

資料3 埼玉のタクシー業界の状況

資料4 適正と考えられる車両数の算定について

資料5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」  
地域計画

参考資料1 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」概要

参考資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」概要

参考資料3 大宮駅東口タクシープールITシステム